

演劇 × 著作権 × 法律

どこまで似れば侵害なのか？
～他人事ではない、頻発する「パクリ論争」の羅針盤

弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授
HP: <http://www.kottolaw.com>
Twitter: @fukuikensaku

頻発する「パクリ論争」

いや全くもって他人事ではない。頻発する「パクリ／盗作」論争である。最近のパターンは当事者、事によると第三者がソーシャルメディアで「パクられた」と抗議・告発し、ネットが一気に炎上して一般メデイ

アにも波及、疑惑を受けた側が対応や謝罪を余儀なくされる、というものだ。

記憶に新しいところでは芥川賞候補になった小説『美しい顔』が、複数のノンフィクション作品から表現を無断借用されたとして抗議を受けた件。さらに、ほぼ単館上映から人

気に火がついて社会現象化した映画『カメラを止めるな!』は、下敷きとした舞台作品のプロデューサーからクレームを受け、ワイドショーが連日報道する騒ぎにも発展した。秋にはこれまた大人気漫画『ポプテピピック』の作者が、名作漫画『ゴブラ』からサイコガン等を無断借用したコラボ商品の無断販売を巡って作者・寺沢武一氏から「失礼」と叱られ、これまたツイッターで謝罪する騒動が起きている。さらに、ゴールデンボンバーの鬼龍院翔は……ともう書きだしたらキリがない、大小合わせればパクリ・盗作騒動の日替わり登場状態だ。

こうなるとわが劇作家やその劇団も全く無関心でもいられないだろう。今回は、こうした「パクリ論争」の眺め方、そして自らそこに巻き込まれないための注意点を書いてみたい。

類似点だけを比較する罠

さて、パクリ疑惑報道はしばしば「両作品の類似点比較」から始まる。特に、作品全部を見比べさせるのが容易でない文芸や映像・舞台作品は

を示す報道やクレームは注意して見た方がよい。現実には作品を見比べるのが理想だし、無理ならせめて相違点を確認するか想像しながら眺めないと論争の本質を見誤りかねない。

どこまで似れば侵害か

では類似点と相違点を総合的に見て、どの程度似ていれば著作権（翻案権など）の侵害になるのか。日本の最高裁の基準は固まっており、「(a) アイディア・事実・事件など表現それ自体でない部分、又は (b) 表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合は、翻案にあたらぬ」（「江差追分事件」最高裁判決・2001年6月28日）。

つまり、著作権侵害となるのは特徴的な具体的表現が借用された場合であって、そこまで達しないありふれた表現や、表現の根底にあるアイディア・客観的事実などは借用自由とされている。そうでないと、我々の文化はかえって窮屈になり停滞し

かぬないからだ。よって、両作品を比較する際には例えば、①一応の類似箇所をピック

アップし、②そこからありふれた表現やアイディア・客観的事実の類似に過ぎない点は落とし、③残った特徴的な表現が（相違点を考慮しても）なお類似するかを判断する、といった作業が必要になる。なお、著作権法は偶然の一致は許すので、どんなに似ていてもそれが「原作」を見ずに偶然生じたものならば侵害とはならない。

このことから、よく「作風の模倣」（パステイッシュ）が問題となる。ここでは、「既存の作品の具体的なストーリー・台詞・エピソードでなく、語り口などのスタイルだけを借りる行為」としよう。「宝塚風のレビュー」とか「平田オリザ風の同時多発会話」が挙がるだろう。そうした文字通りの意味であれば、パステイッシュは「原作」からアイディアしか借りていないことになるので、実は著作権侵害にあたらぬ典型的なケースだ。また、そう考えないと先人のスタイルを学んで発展させるという文化の主要な営みが根こそぎ不可能になりかねない。もちろん、具体的なストーリーや台詞まで似すぎてしまつては侵害である。また、名称や単純なマークも、著

作権の保護が及ばない典型的な例として挙げられる。だから、既存の作品から単に名称だけを借りても著作権侵害にはあたらないケースが多い。「いや登録商標だからまずいのでは？」というのもよくある心配で、確かに登録された商標には商標権という著作権とは別な権利が働くが、これはいわば他人の「トレードマーク・商品名等を自分のトレードマーク・商品名等として使うこと」を規制できる権利であり、作品中で人の登録商標（例：ジャニーズ、少年マガジン）が登場する程度では原則として問題ない。

「著作権侵害」と「創作の倫理」

この点、既存作品からの借用や参照が「著作権侵害」という認定と、「失礼」「創作の倫理に反する」という評価とは、しっかり分けて議論することが重要だ。

前者は、違法性の認定である。著作権侵害とはつまり「その表現は違法であり、いよいよとなれば強制的に禁止することもでき、損害賠償や刑事罰もあり得る」レベルを指す。

そうだろう。「カメラを止めるな!」を当初報じたEAS工誌は、約15の「原作舞台」との類似点を掲載した。この際には「原作脚本」も公開されず、ほとんどの人にとっては類似点の表だけが事態を判断する材料となった。

気をつけたいのは、特にストーリー等の場合、類似点だけを示す形だとたいていのケースは「そっくりに見えやすい」ことだ。よく引き合いに出されるのは「ロミオとジュリエット」と「ウエストサイドストーリー」で、両者にはやはり15点前後の展開上の類似点を挙げる事ができる。というか「ロミオ……」の現代版としてバインスタインらが着想したのが「ウエストサイド」なのは有名な話だ。かつて劇作家大会で横内謙介さんが「ロミオ」側代理人、竹内統一郎さんが「ウエストサイド」側代理人として、著作権侵害の模擬裁判をおこなったこともある。ケーススタディとしては格好の題材だが、現実には両作品を見比べれば相当に違う印象を受ける方も多いだろう（そもそも後者は歌って踊っている）。

つまり、ストーリーの類似点だけでなく、クリエイターにとっては時に生活の糧や尊厳を守る生命線である一方、侵害認定のハードルが高いのもある意味当然であり、そうでなければ社会が危うい。

後者は、時に違法性以上に重要な視点だが、時代・個人や社会集団によってある程度幅があるものであり、価値観の多様性が前提だ。その点を踏まえた、自由闊達な論評や対話がふさわしい領域だろう。表現者たるもの、このふたつの、どちらも重要だが区別された視点を持つて「パクリ／盗作問題」には接したい。

最近の法務サポート作品

福井健策氏は舞台芸術の法務サポートも行っていきます。(下記は一部)

- 11月29日～12月23日
『民衆の敵』シアターコクーン
- 12月18日～30日
大人計画『30祭』スパイラル
- 11月9日～12月31日
新感線☆RS『メタルマクベス』disc3
IH1ステージアラウンド東京